

○東洋大学大学院食環境科学研究科規程

平成29年規程第38号・平成29年4月1日施行

改正

平成30年4月1日

平成31年4月1日規程第86号

東洋大学大学院食環境科学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東洋大学大学院学則（昭和29年4月1日施行。以下「学則」という。）第4条第5項に基づき、東洋大学大学院食環境科学研究科（以下「食環境科学研究科」という。）の教育研究に関し必要な事項を定める。

（人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的）

第2条 食環境科学研究科は、学則第4条の2に基づき、研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第1のとおり定める。

（修了の認定及び学位授与、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受入れに関する方針）

第3条 食環境科学研究科は、学則第4条の3に基づき、専攻の修了の認定及び学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針を別表第2のとおり定める。

（教育課程）

第4条 食環境科学研究科は、学則第5条の2及び第7条に基づき、専攻の教育課程における科目区分、授業科目及び研究指導科目の名称、単位数、配当学年、履修方法等を別表第3のとおり定める。

（修了に必要な単位等）

第5条 食環境科学研究科は、学則第12条及び第13条に基づき、専攻の修了に必要な単位等を別表第4のとおり定める。

（改正）

第6条 この規程の改正は、学長が食環境科学研究科委員会の意見を聴き、研究科長会議の審議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成28年度以前の入学生については、第4条別表第3を除き、なお従前の例による。

附 則（平成30年規程第95号）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成29年度以前の入学生については、改正後の第3条及び第3条別表第2を除き、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日規程第86号）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、改正後の第3条及び第3条別表第2を除き、なお従前の例による。

別表第1 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（第2条関係）

食環境科学研究科

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
【博士前期課程】
(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 高度な倫理観によって、生命と健康、食の安全に係る分野において、指導的役割を果たすとともに、国際的に活躍できるような高度な専門能力を有する実務スペシャリストとなる人材を養成することを目的とする。
(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的
① 幅広い知識（基礎的素養）の涵養とともに、生命科学的視点に立って、食品機能とこれが健康維持・増進に果たす役割を一層深化させた専門能力を習得させることを目的とする。
② 人間栄養学を構成する人間、食物、地域・環境、さらには生理学、臨床医学等の学際領域を深く学び、高度な専門知識とスポーツ栄養学、栄養マネジメント能力を習得させることを目的とする。
③ 幅広い知識をもとに俯瞰力を習得させることを目的とする。
【博士後期課程】
(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すかグローバルな視点から食を取り巻く環境を科学的に考察し、国際的な幅広い視野に立って、更に高度な知識と研究能力を有し、世界・日本社会が直面する多様な食環境科学領域での諸問題に対して、解決に向けた強い責任感と倫理観を持って、新たなイノベーションを創造して解決を図る研究者、技術者、教育者等の人材の育成を目的とする。
(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 博士前期課程で修得したものを持ち、より高度な専門性を修得するため、食環境科学領域におけるより高度な知識と創造的、独創的な能力を修得し、専門以外の関連分野を横断的に捉えながら、リーダーシップを発揮して課題設定・解決ができる人材の育成を教育目標とする。

食環境科学研究科食環境科学専攻

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
【博士前期課程】
(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 高度な倫理観によって、生命と健康、食の安全に係る分野において、指導的役割を果たすとともに、食環境科学領域における諸課題について、グローバルな幅広い視点から解決できる高度な専門知識、解決能力、行動力等を有する高度専門的職業人を育成することを目的とする。
(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 以下の能力を修得させることを目的とする。
① 食環境科学領域の新しい分野を切り開いていく能力 ② 修得した知識・技能を食環境科学領域の各分野に活かせる能力 ③ 食環境科学領域で独立して行動し、問題を発見すると共に、リーダーシップを発揮して解決に当たる能力 ④ 国際社会で日本食文化と相手の食文化を互いに尊重しながら共生・協業できる能力
【博士後期課程】
(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 「生命と健康、食の安全・安心に係る分野で活躍できるグローバル人材の育成」を目標とし、食を取り巻く諸課題を実践的問題と捉え、基礎学問（理学）に基づいた科学的思考と実践科学（家政学）的な人間栄養学的思考の2つの学問領域を融合して考察することで、国際的な幅広い視野に立って、更に高度な知識と研究能力を有し、世界・日本社会が直面する多様な食環境科学領域での諸課題に対して新たなイノベーションを創造して解決を図る人材を養成する。

(2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的

教育研究上の目標は、以下の2点となる。

① 基礎学問領域（理学：自然科学・生命科学）を基盤とする独創力および発展的展開力の素養と、実践科学領域（家政学）における人間栄養学的知識の2領域を融合・発展させることにより形成される「食環境科学領域」の高度な専門知識を養う。

- ・基礎学問領域（理学）を基盤とした食環境科学領域における独創力・発展的展開能力

・基礎学問（理学）的アプローチによる食環境科学の境界領域や新しい研究分野を開拓し、創成しうる柔軟性と創造力

- ・実践科学（家政学）的思考に基づいた食環境科学領域における問題解決能力

② 食環境科学領域での高度な実践能力を獲得する。

- ・食を取り巻く諸課題をグローバル及びローカルの両側面から理解できる幅広い視野

- ・専門技術者、研究者、教育者としての社会的役割の理解とそれにに基づいた行動

- ・自らの考えを伝えるコミュニケーションおよびプレゼンテーション能力

- ・自立して研究を推進できる高度な実践能力

別表第2 修了の認定及び学位授与、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受入れに関する方針(第3条関係)

食環境科学研究科食環境科学専攻

1. 修了の認定及び学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

【博士前期課程】

以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数等を満たし、修士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位を授与する。

(1) 哲学教育に基づき、高度職業専門人としての倫理観や高い見識を修得し、リーダーシップを發揮し、社会貢献できる能力を身に附けている。

(2) 英語による食環境科学の知識・知見及び専門的研究手法や技能を身に附けている。

(3) 幅広い知識（基礎的素養）の涵養とともに、生命科学的視点に立って、食品機能とこれが健康維持・増進に果たす役割を一層深化させた専門知識を身に附けている。

(4) 研究成果を社会に還元できる視野の広さと実社会で通用する実践的能力を身に附けている。

(5) 自らの設定した課題について、基礎研究、臨床研究、調査研究のいずれかの研究手法を用いて考察する能力を身に附けている。

(6) 課題解決能力、プレゼンテーション能力、論理的思考力などを修得し、自らの研究成果等を国内および国際学会での発表、学術論文の執筆を通じて情報を発信できる能力を身に附けている。

【博士後期課程】

食環境科学研究科博士後期課程で定める修了要件を満たし、下記の能力を備えた者に学位を授与する。

(1) 高い倫理観と豊かな見識を修得し、国際社会においてリーダーシップを發揮して、社会貢献できる能力を修得している。

(2) 英語による高度な食環境科学領域の専門知識・知見および専門的研究手法や技能について理解し、修得している。

(3) 食環境科学領域において、自ら解決すべき課題を設定でき、高度な研究を独立して遂行できる能力を身に付け、その研究成果を社会に広く発信し、還元できる能力を修得している。

(4) 食環境科学領域において、大学、研究所および教育研究機関で教育・研究指導業務を行うために必要な能力や知識を修得している。

(5) 課題解決能力、プレゼンテーション能力等を修得し、自らの研究成果を国際学会、国際学術論文等を通じて的確に情報発信できる能力を修得している。

2. 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

【博士前期課程】

(1) 教育課程の編成／教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。授業科目は基盤教育科目と領域専門科目を配列し、食環境科学領域における高度で幅広い知識を修得すると同時に、高度職業専門人となるための高い実践力と国際的に活躍できる学際的研究能力を教授する。研究指導は領域専門科目を通して、「食」を科学的視点から理解し、生命現象と食に関する深い知識を修得するとともに、食環境科学分野における世界の先端科学をリードする実務能力を指導する。

(2) 学修成果の評価

学修成果については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。

- ① 授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。
- ② 研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。
- ③ 学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。

【博士後期課程】

食環境科学研究科博士後期課程では、国内外の産業界においてグローバルな視点からリーダーシップを発揮し、新しいイノベーションを構築する創造性・柔軟性を持った豊かな研究・開発能力を有する人材の育成、食環境科学を専門とする大学教員および研究者を輩出することを目的としている。そのために必要な高度な研究能力および豊かな学識を養うため、次の方針に基づきカリキュラムを編成している。

- (1) 高度な幅広い研究能力を育成する目的で、専門領域の異なる研究室で一定期間研究指導を受ける研究インターフィッシュ制度を導入する。
- (2) 学生の国際性を涵養する観点から、サマー・インスティテュートや学会等を含め、一定期間外国の大学（海外提携校）等で教育やトレーニングを受ける機会を提供する。
- (3) 研究指導については、博士論文完成まで主査と複数の副査（外部施設も含む）が継続して指導を行うほか、研究指導の効果をあげるために、研究科教員全員が出席する研究指導報告会を隨時開催し、組織全体で各大学院生の研究力向上をバックアップする。
- (4) 研究科教員組織でカバーできないより専門的な研究指導等が必要な場合は、本学の他研究科の教員や外部の国立研究機関等に所属する専門家に研究指導に参画いただき、スムーズな研究指導体制を構築する。
- (5) 客観的に研究科の教育・研究レベルを確認すると同時に、その質を担保するために、外部評価委員会制度を導入する。

3. 入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

【博士前期課程】

入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。

- (1) 生命科学的視点に立って、食品機能科学の基礎的知識・技術を有する者
- (2) 「食」、「栄養」、「健康」の関わりに关心を持ち、国民が全体として生涯にわたり健康的で明るく、活力ある生活が送れるよう、地球社会の発展に貢献するという強い意志を有しており、下記のいずれかの意欲のある者
 - ① 生命と健康、食の安全・安心に関わる専門技術や実践力、総合力を駆使し、高度職業専門人としてグローバル社会に貢献する意欲がある者
 - ② 健康科学、運動生理学を総合的に身に付け、専門性を活かし社会的課題に対して積極的に問題解決していく意欲がある者
 - ③ 専門知識を活かしてチーム医療や栄養行政で、健康寿命延伸に貢献する意欲がある者
- (3) 食環境科学の知識を用い、社会貢献できる能力がある者

- (4) 食環境を取り巻く社会的諸課題について、学士課程修了相当の基礎的な知識を用いて、自らの研究課題を設定する能力がある者
 (5) 自らの研究課題について的確に発表し、自身の言動に責任を持って議論に臨む意欲がある者

【博士後期課程】

食環境科学研究科博士後期課程では、グローバルな視点から食を取り巻く環境を科学的に考察し、国際的な幅広い視野に立って、更に高度な知識と研究能力を有し、世界・日本社会が直面する多様な食環境科学領域での諸問題に対して新たなイノベーションを創造して解決を図る人材を養成することを目的とします。そのために、本研究科では主に以下に示す能力、資質および意欲を持つ学生を積極的に受け入れます。

- (1) 世界・日本社会が直面する解決すべき「食」、「栄養」、「健康」に関する食環境科学領域における社会的な諸問題を理解できる高度な知識を有している者
 (2) 食環境科学領域における高度な研究能力・技術を有し、研究の方向性・目的意識が明確で、リーダーシップを備え、社会貢献に意欲的な者
 (3) グローバルな幅広い視野を身に付け、食環境科学領域の諸問題の解決に向けて、自立して研究活動を行う意欲がある者、または食環境科学領域の諸問題を解決できる人材を育成する意欲がある者
 (4) 食環境科学領域の社会的な諸問題について、自らの研究課題を設定できる者
 (5) 自らの研究課題の成果について、グローバルに的確に情報発信できる能力を有する者

別表第3 教育課程（第4条関係）

食環境科学研究科食環境科学専攻博士前期課程 授業科目

区分	必修・選択の別	科目名	講義・演習の別	配当学年	単位数	備考
基盤教育	必修	実用英語特論	講義	1～2	2	
基盤教育	必修	英語論文ライティング	演習	1～2	2	
基盤教育	必修	英語スピーチ&プレゼンテーション	演習	1～2	2	
基盤教育	必修	イノベーション人材育成学	講義	1～2	2	
基盤教育	必修	統計解析学	講義	1～2	2	
基盤教育	必修	食品成分分析演習	演習	1～2	2	
基盤教育	必修	食品衛生管理学特論	講義	1～2	2	
基盤教育	必修	食品安全・危機管理学特論	講義	1～2	2	
基盤教育	必修	食品技術者・研究者の倫理	講義	1～2	2	
領域専門	選択	食品科学工学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	食品流通経済特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	応用微生物学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	食品分析化学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	糖質機能科学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	食糧生産科学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	先端微生物学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	食品酵素化学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	アンチエイジング生物学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	分子病態制御学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	最新栄養学特論	講義	1～2	2	

領域専門	選択	運動生理学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	公衆衛生学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	公衆栄養学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	臨床栄養学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	調理科学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	給食マネジメント特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	医科栄養学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	栄養教育学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	モダンバイオテクノロジー特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	植物代謝制御学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	天然生理活性物質学特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	プロバイオティクス特論	講義	1～2	2	
領域専門	選択	応用栄養学特論	講義	1～2	2	

食環境科学研究科食環境科学専攻博士前期課程 研究指導

区分	必修・選択の別	科目名	講義・演習の別	配当学年	単位数	備考
研究指導	必修	食環境科学研究指導Ⅰ	演習	1	2	
研究指導	必修	食環境科学研究指導Ⅱ	演習	1	2	
研究指導	必修	食環境科学研究指導Ⅲ	演習	2	2	
研究指導	必修	食環境科学研究指導Ⅳ	演習	2	2	

履修方法

1 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。

2 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。

3 原則として主指導教授の「食環境科学研究指導Ⅰ～Ⅳ」はⅠから順に履修し、各セメスターに1科目ずつ履修すること。

4 本表に掲げたものその他、指導教授が教育上必要と認めるときは、学則第8条に基づき、東洋大学大学院（以下「本大学院」という。）の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を履修することができる（同一科目は1回目のみ修了要件として扱い、2回目以降の履修によって修得した成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない）。

また、上記により履修し修得した単位は、学則第10条の2に基づく、本大学院に入学する前に修得し、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位（既修得単位）と合わせて、10単位を超えない範囲で修了要件に充当することができる。

食環境科学研究科食環境科学専攻博士後期課程 研究指導

区分	必修・選択の別	科目名	講義・演習の別	配当学年	単位数	備考
特殊研究	必修	食環境科学特殊研究Ⅰ	演習・（実験・実習含む）	1	2	
特殊研究	必修	食環境科学特殊研究Ⅱ	演習・（実験・実習含む）	1	2	
特殊研究	必修	食環境科学特殊研究Ⅲ	演習・（実験・実習含む）	2	2	
特殊研究	必修	食環境科学特殊研究Ⅳ	演習・（実験・実習含む）	2	2	
特殊研究	必修	食環境科学特殊研究Ⅴ	演習・（実験・	3	2	

			実習含む)			
特殊研究	必修	食環境科学特殊研究ⅤⅠ	演習・(実験・実習含む)	3	2	
研究指導		食環境科学研究指導	演習	1~3		

履修方法

- 1 博士論文の作成にあたっては、指導教授の研究指導を受けなければならない。
- 2 原則として食環境科学特殊研究Ⅰ~ⅤⅠは、各学期に1科目ずつ順を追って履修しなければならない。
- 3 食環境科学研究指導は各学期で履修登録しなければならない。
- 4 授業科目は指導教授の指示により履修することができる。
- 5 指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、他の専攻もしくは他の研究科の授業科目を履修することができる。

別表第4 修了に必要な単位等（第5条関係）

博士前期課程

専攻	単位数等
食環境科学研究科食環境科学専攻	(1) 修了要件となる科目で38単位以上修得すること。 (2) 主指導教授の「研究指導」は、毎セメスタ必ず履修すること。 (3) 基盤教育科目9科目を修得すること。

博士後期課程

専攻	単位数等
食環境科学研究科食環境科学専攻	(1) 特殊研究12単位を修得し必要な研究指導を受けること。 (2) 主指導教授の「研究指導」は、毎セメスタ必ず履修すること。